

Part 2

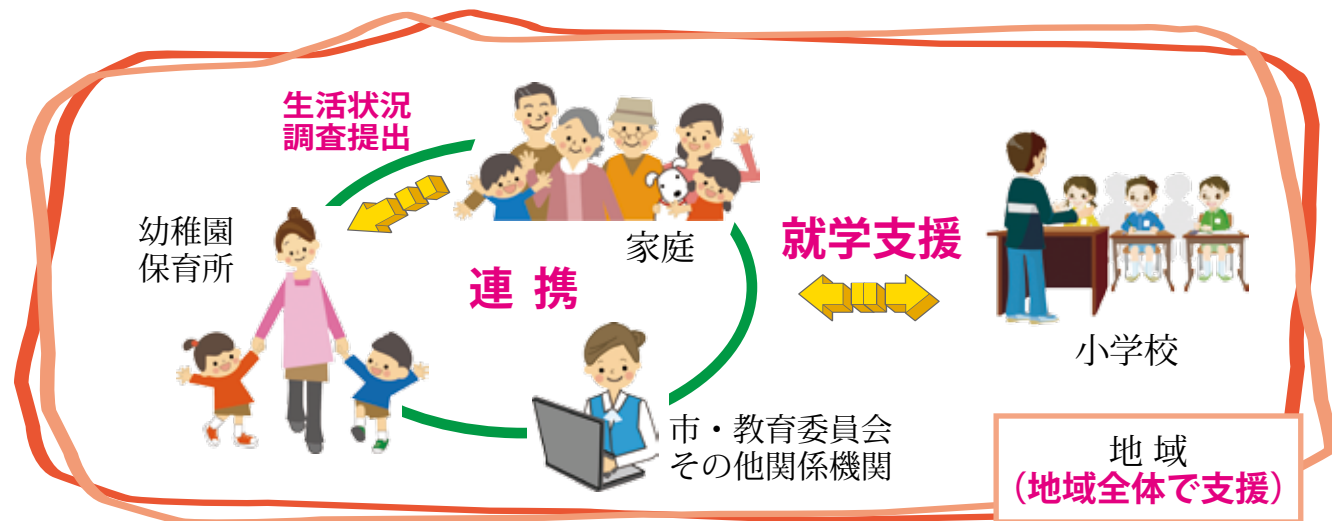
そうじゃ式 早期一貫発達サポートシステム

幼稚園・保育所に通う4歳児の保護者を対象に、子どもの「生活状況調査」を実施。園（所）から配布される調査票に、子どもの家庭での様子や子どもへの気持ち、子育ての不安などを記入していただきます。

調査票をもとに、子どもの力を伸ばし、楽し

く園（所）での生活が送れるよう支援。また、支援内容をもとに小学校へ入学した際、学校生活にスムーズになじめるよう、保幼小の連携や地域で支える仕組みづくりを進めていきます。

問い合わせ こども課母子保健係（☎② 8261）



Part 3

子どもの医療費適正化

平成25年度の子どもの医療費が、市民の皆さんのご理解とご協力で削減できました。

学校でのけがや病気には、災害共済給付を利用したり、薬のもらい過ぎに注意したりするなど、医療費（税金）の無駄遣いをしないよう適正な受診を心掛けていただいた結果です。

医療費を削減できた額のうち約750万円を、「子育て王国そうじゃ基金」に積み立てました。子どものためのこの基金を活用して、子育て支援をさらに充実させていきます。

問い合わせ こども課子育て支援係（☎② 8268）



■子ども1人当たり削減分
医療費 約1800円
通院回数 1.2回

■子どもの医療費

平成24年度
2億5776万円



1561万円削減！

平成25年度
2億4215万円

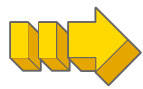
■今後の子どもの医療費適正化の方針

2億5800万円以上



無料化制度の見直し検討

2億5000万円以下



子育て王国そうじゃ基金に積み立て

Part 1

子ども・子育て支援新制度

新制度では、保育所や幼稚園を利用する前に、子どもの状況に応じて、3つの区分（右の表）に応じた「認定」を受けていただく必要があります。認定区分によって利用できる施設などが決まっています。

【認定申請】

■時期 11月ごろ

■申請先 1号認定は幼稚園。2号・3号認定は、こども課が窓口ですが、現に保育所を利用中の場合は、保育所経由でも申請できるようにする予定です

■認定区分

	保育が不要	保育が必要
3歳以上	1号認定	2号認定
3歳未満	認定なし	3号認定



	利用できる施設・サービス（入園手続き）
1号認定	幼稚園、認定こども園（園に直接入園を申し込む）
2号認定	保育所、認定こども園（市役所で入れる園を調整）
3号認定	保育所、認定こども園、小規模保育など（同上）
認定なしだれでも	ファミリーサポートセンター、病児保育、つどいの広場、地域子育て支援センター、一時預かり など

※「小規模保育」、「認定こども園」は、これから整備が考えられる施設。

※「小規模保育」は、保育が必要な0～2歳児を対象とする、定員19人以下の保育施設。

※「認定こども園」は、どの認定を受けた子どもでも利用できる学校・児童福祉施設。

※「ファミリーサポートセンター」は、託児や送迎など、子育てのサポート全般を会員同士で行うサービス。

※「地域子育て支援センター」は、保育所が専用のスペースとスタッフを置いて地域の子育て家庭に対する支援を行っています。中央保育所、ひかり保育園、第二ひかり保育園、すみれ保育園、山手保育園で開設。5歳児まで利用できます。



7月2日、天満屋ハピータウンリブ総社店内にある「つどいの広場びよっこ」で行われた子ども・子育て支援新制度の説明会。参加者は、制度の改正点や現状の改善策などに熱心に耳を傾けていた

希望の保育所に入れないなどの保留児童が40人以上いることから、今後、保育量（保育ニーズに対して足りない定員）を「90人分」増やす予定で「総社市子ども・子育て支援事業計画」を策定中。認定こども園や小規模保育の整備も検討しています。

地域子育て支援センターやファミリーサポートセンターなど、既存の子育て支援サービスについては、知らないといった保護者も多いため、積極的に利用していただけるよう、PRしていきます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

将来的には、市立保育所と市立幼稚園の一体的整備、市立幼稚園の社会福祉法人への運営委譲なども検討していきたいと思います。なお、これら保育量と質の確保には、消費税が10%になった増収分が充てられます。

問い合わせ こども課児童保育係（☎② 8265）